

緊急事態宣言解除後（全国）の栃木県における対応（概要）

① 区域 栃木県全域

② 期間 令和2年5月27日（水）から6月18日（木）（ステップ①～ステップ②）

③ 実施内容

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、以下のとおり協力を依頼

● 感染防止対策の協力依頼

- ・「新しい生活様式」「人との接触を8割減らす、10のポイント」の実践など、感染拡大防止のための取組を依頼
- ・在宅勤務や時差出勤など人との接触を減らす取組や、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた職場における感染拡大防止のための適切な取組を依頼

● 移行期間設定による制限等の段階的緩和

- ・「新しい生活様式」等が定着するまでの間、一定の移行期間を設定し、感染状況や感染拡大リスク等の評価を踏まえ、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限等の協力依頼を段階的に緩和（概ね3週間ごとに評価）

※警戒度が総合的な判断により「感染拡大注意」段階になった場合は、警戒度に応じた行動基準に基づき、法による要請等を検討

段階的緩和のイメージ

区分	ステップ①	ステップ②	ステップ③	
期間	～5月31日	6月1日～18日	6月19日～7月9日 ※ステップ①から約3週間	
県の対応	外出自粛等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 県をまたぐ移動を避けるよう依頼 ✓ クラスター発生施設（感染防止対策の徹底されていない施設）等への外出機会を極力減らすよう依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 5都道県への移動は慎重に行うよう依頼 ✓ 一定の安全性の確保が難しいと考えられる施設（感染防止対策の徹底されていない施設）への外出機会を極力減らすよう依頼 	— (感染防止策等の徹底)
	施設の使用制限等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 感染拡大予防ガイドラインの徹底等、適切な取組を依頼 		
	規模の目安	屋内	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 定員半分以下 ✓ 100人以下 	
		屋外	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 十分な間隔 ✓ 200人以下 	
留意点等		<ul style="list-style-type: none"> ✓ プロスポーツ等（全国的な移動を伴う）は、6月19日から無観客開催 ✓ お祭り・野外フェス等（全国的・広域的な移動を伴う）は、感染状況を踏まえて判断 		

緊急事態宣言解除後（全国）の栃木県における対応（ステップ①～②）（概要）

●外出自粛の協力依頼

- 旅行など都道府県をまたいだ人の移動を避けるよう依頼

【対象】（～5月31日）全都道府県

（～6月18日）5都道県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）への移動は慎重に対応

- これまでにクラスターが発生した施設や「3つの密」のある場所（感染防止対策の徹底されていない施設）への外出の機会を極力減らすとともに、仮に外出の機会があったとしても、感染防止策（人ととの距離を保つこと、マスクの着用、手指の消毒等）を徹底することを依頼

【対象】（～5月31日）接待を伴う飲食業、ライブハウス、バー、カラオケ、スポーツジム等の屋内運動施設等

（～6月18日）接待を伴う飲食業、ライブハウス等

●施設の使用に関する協力依頼

- 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底等、**感染拡大防止のための適切な取組**を依頼

●催物（イベント等）の開催に関する協力依頼

- 全国的かつ大規模な催物等については、リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期にするなど**慎重な対応**を依頼

【前提】感染防止策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等）の実施

【規模】《屋内》100人以下、かつ収容定員半分以下の参加 《屋外》200人以下の参加、かつ人ととの距離を十分確保

外出自粛の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。
手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出自粛の強化等を含めて協力を要請。
緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	外出自粛	
	県をまたぐ移動等	観光
【移行期間】 ステップ① ～5月31日	* 不要不急の県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）。 	
ステップ① 6月1日～	* 5都道県（北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川）への移動は慎重に。 	* 観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ② 6月19日～		県内○ 県外△
ステップ③ 7月10日～		* 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途		

クラスター発生施設等に係る外出自粛等の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。
手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。
- 施設管理者等は「業種別ガイドライン」等に基づき行動し、施設利用者等の連絡先把握や接触確認アプリの活用を周知する。

時期	クラスター発生施設等への外出自粛等	
	接待を伴う飲食業、ライブハウス等	カラオケ、スポーツジム等（注）
【移行期間】 ステップ① ～5月31日	【外出自粛の協力依頼】 感染防止対策の徹底されていない施設への外出の機会を極力減らす	【外出自粛の協力依頼】 感染防止対策の徹底されていない施設への外出の機会を極力減らす
ステップ② 6月1日～		
ステップ③ 6月19日～	【施設の使用に関する協力依頼】 ガイドラインの徹底 等、感染拡大防止のための適切な取組を依頼	【施設の使用に関する協力依頼】 ガイドラインの徹底 等、感染拡大防止のための適切な取組を依頼
ステップ④ 7月10日～		
【移行期間後】 感染状況を見つづ、 8月1日を目途	※ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合には休業要請等を検討 ※ 緊急事態宣言が出た場合、対策を強化	※ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合には休業要請等を検討 ※ 緊急事態宣言が出た場合、対策を強化

(注) バーやその他屋内運動施設等も含まれる。

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その1）

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、速やかに協力を要請。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

<イベント開催の可否を判断するに当たっての基本的な考え方>

時期		屋内・外	収容率等	規模要件（人数上限）
移行期間	ステップ① ～ 6月18日	屋内	50%以内	100人
		屋外	人と人との距離を確保 ※できるだけ2m	200人
	ステップ② 6月19日～	屋内	50%以内	1,000人
		屋外	人と人との距離を確保 ※できるだけ2m	1,000人
	ステップ③ 7月10日～	屋内	50%以内	5,000人
		屋外	人と人との距離を確保 ※できるだけ2m	5,000人
移行期間後	8月1日を目指す ※ 感染状況を見つつ、判断	屋内	50%以内	上限なし
		屋外	人と人との距離を確保 ※できるだけ2m	上限なし

(注) 収容率等と規模要件（人数上限）は、どちらか小さい方を限度とする（両方の条件を満たす必要あり）。

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

○イベント主催者は、特に、**全国的な移動を伴うものには格段の注意**。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクがあることに留意。また、**発熱等の症状がある者はイベントに参加しない**（無症状で感染させる可能性も）。

＜具体的な当てはめ＞

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的移動を伴うもの)	お祭り・野外フェス等
【移行期間】 ステップ① ～6月18日	○ 【100人又は50%（注） (屋外200人)】 *密閉空間で大声を発するもの、人と の間隔を十分確保できないもの等は慎 重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 *入場制限等により、人の間隔を十 分確保できないもの等は慎重な対応	×	全国的・広域的 △ 【100人又は50% (屋外200人)】 *特定の地域からの来場を見込み、 人数を管理できるものは可
ステップ② 6月19日～	○ 【1,000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの、人と の間隔を十分確保できないもの等は慎 重な対応、管楽器にも注意	○ 【1,000人又は50%】 *入場制限等により、人の間隔を十 分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】（ネット中継等） *無観客でも感染対策徹底、主催者に よる試合中・前後における選手等の行 動管理	× ○ *特定の地域からの来場を見込み、 人数を管理できるものは可
ステップ③ 7月10日～	○ 【5,000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、 厳格なガイドラインによる対応	○ 【5,000人又は50%】 *入場制限等により、人の間隔を十 分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5,000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による試合 中・前後における選手・観客等の行動 管理	○ *特定の地域からの来場を見込み、 人数を管理できるものは可
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日 を目指す	○ 【50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、 厳格なガイドラインによる対応	○ 【50%】 *入場制限等により、人の間隔を十 分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【50%】 *感染対策徹底、主催者による試合 中・前後における選手・観客等の行動 管理	△ 【十分な間隔】 (できれば2m) *感染状況を踏まえて、判断。

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。